

○厚生労働省令第二十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第八十号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第三条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

厚生労働大臣 福岡 資麿

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

改正後	改正前																								
<p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者)</p> <p>第二条の六 (略)</p> <hr/> <p>(带状疱疹^{ほうじょうしん}の予防接種の対象者)</p> <hr/> <p>第二条の七 令第三条第一項の表带状疱疹^{ほうじょうしん}の項下欄第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <hr/> <p>第二条の八、第二条の十 (略)</p> <p>(報告すべき症状)</p> <p>第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。</p> <table border="1" data-bbox="297 954 1070 1152"><thead><tr><th>対象疾病</th><th>症状</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水痘、带状疱疹^{ほうじょうしん}</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	対象疾病	症状	期間	(略)	(略)	(略)	水痘、带状疱疹 ^{ほうじょうしん}	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者)</p> <p>第二条の六 (略)</p> <p>(新設)</p> <hr/> <p>第一条の七、第二条の九 (略)</p> <p>(報告すべき症状)</p> <p>第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 954 1944 1152"><thead><tr><th>対象疾病</th><th>症状</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水痘</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	対象疾病	症状	期間	(略)	(略)	(略)	水痘	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
対象疾病	症状	期間																							
(略)	(略)	(略)																							
水痘、带状疱疹 ^{ほうじょうしん}	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
対象疾病	症状	期間																							
(略)	(略)	(略)																							
水痘	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。



様式第一号（第四条第一項関係）

No. _____

_____ 予防接種済証（第 期）（定期）

住 所

氏 名

年 月 日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		

年 月 日

都道府県
市区町村長 印

備考 不要の文字は抹消して用いること

様式第二号（第四条第二項関係）

No. _____

_____ 予防接種済証（第 期）（臨時）

住 所

氏 名

年 月 日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		

年 月 日

都道府県
知事又は市区町村長 

備考 不要の文字は抹消して用いること

様式第三号（第四条第二項関係）

予防接種済証
Vaccination Certificate of _____

姓（旧姓）（別姓） 名（別名）
[Surname (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

旅券番号 [Passport Number]

接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier] 証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

備考 不要の文字は抹消して用いること

(予防接種実施規則の一部改正)

第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章〜第十三章 (略)</p> <p>第十四章 带状疱疹の予防接種 (第二十五条)</p> <p>附則</p> <p>第十四章 带状疱疹の予防接種</p> <p>(接種の方法)</p> <p>第二十五条 带状疱疹の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 乾燥弱毒生水痘ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法</p> <p>二 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを二月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 (医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては、当該ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法)</p>	<p>目次</p> <p>第二章〜第十三章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
できる。